

広島「食」による観光キャンペーン準備業務 公募型プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

広島「食」による観光キャンペーンは、広島ならではの特色ある「食」をテーマとして、広島市内や広島広域都市圏の周遊を促進する取組やプロモーション活動を行う観光キャンペーンを実施することにより、観光客の増加と「食」を中心とした観光振興を図ることを目的とする。

本業務は、本キャンペーンの目的を達成するための各種事業を企画するものであり、魅力ある内容とするためには、企画力とノウハウを有する民間事業者へ委託することが効果的であることから、業務の委託に当たって、あらかじめ事業者を特定するため公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務

(1) 業務名

広島「食」による観光キャンペーン準備業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「広島『食』による観光キャンペーン準備業務委託仕様書」のとおり。

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は4,100,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内とする。

(5) 契約担当

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所 本庁舎5階)

広島市経済観光局観光政策部観光企画担当内

広島「食」の観光キャンペーン実行委員会事務局

TEL 082-504-2243 FAX 082-504-2253

E-Mail kanko-kika@city.hiroshima.lg.jp

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4及び広島市契約規則(昭和39年4月1日規則第28号)第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取り消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 再委託する場合の再委託予定事業者についても、提案事業者に準じ、上記(1)～(5)の条件を全て満たしていること。
- (7) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 後述7の審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及びこれらの組織に所属する者
- (8) 広島県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

4 公募型プロポーザル参加申込み

(1) 申込期間

公示日から令和2年10月23日(金)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年

広島市条例第49条)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記2(5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)を作成し、前記2(5)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(4) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 質問の受付及び回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和2年10月19日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記2(5)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書(様式2)に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記2(5)において、令和2年11月2日(月)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで前記2(5)のカウンターで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

表紙には、「広島の『食』による観光キャンペーン準備業務 企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、提案者が押印すること。(ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、社票など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。)

企画提案書に記載する内容は次のとおりとする。

ア 企画提案概要

次の項目について文書、写真、イメージ図などを用い、具体的に記載する。

- ① 「広島てっぱんバル」協力店舗のとりまとめ・PR
- ② 「広島てっぱんの旅」のコースPR
- ③ 「食」の観光キャンペーンオリジナルグッズの製作・調達
- ④ 周遊促進に係る取組の調整【自由提案】
- ⑤ 広報物の作成
- ⑥ プロモーション【自由提案】
- ⑦ 旅行会社との連携【自由提案】
- ⑧ アンケートの実施準備【自由提案】

イ 業務体制・実施計画書

業務全体の管理責任者及び業務に当たるスタッフの体制を明確にした資料を作成するとともに、業務を実施するための実施計画書を作成すること。

ウ 類似事業の実績

過去5年以内に実施した類似実績の内容が分かる資料を作成すること。

エ 業務見積書

なお、この見積書は参考のために提出を求めるものであり、契約の締結に当たっては、別途見積書の提出を求める。

(2) 提出部数等

ア 提出部数 正本1部、副本10部

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦置き横書きとし、表紙、裏表紙を含めて20頁以内とする。
(資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大き
きさで3ツ折にすること。)

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和2年11月2日(月)午後5時15分

イ 提出場所 前記2(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに
必着のこと。)により提出すること。

7 審査方法

(1) 全提案に対しプレゼンテーションによる審査を実施する。参加者による提案内容のプレゼンテ
ーション及び質疑応答を1者あたり20分程度行うことを予定している。追加資料の配付は認め
ない。

(2) 審査実施日

令和2年11月上旬に広島市内で開催することを予定しており、詳細については別途参加者に
通知する。

(3) 審査基準

別紙のとおり。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として特定する。

ただし、得点の総計が最も高い提案であっても、各審査委員が審査して採点した評点の平均
が本市の求める最低水準(60点)に達していない場合は、この限りではない。

イ 得点の総計が最も高い提案をした者が2人以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託
候補者を特定する。

8 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、すべての参加者に、書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果の通知後速やかに、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最高得点者につい
て、広島市ホームページで公表する。

9 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。

(2) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合は、委託料の額を
調整することがある。

(3) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候
補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。

(4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位
の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約をする。その場合、特定を取
り消された者は、損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

10 その他

(1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨と
する。

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提
案書は提出できない。

- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (7) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、公募を開始した日から受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

11 問合せ先

前記2(5)に同じ。